

兵庫保険医新聞

第1837号
2017年2月15日

発行所 兵庫県保険医協会
http://www.hhk.jp/
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1丁目2-31
神戸フコク生命海通ビル5F ☎078-393-1801
(1部350円送料共・年間購読料12,000円)
振替01190-1-2133
(会員の購読料は会費に含まれています)

今号の記事	
日高医療センター 無床化計画	2面
平成28年分 確定申告の留意点	5~3面
特別インタビュー 「熊本地震 南阿蘇村の現状」	6・7面
研究 保険診療のてびき	8面
技術革新が支える眼科医療	

ラジオ関西番組出演 毎週水曜19時25分~
「医療知ろう!」放送中!!
AM558kHz/1395kHz (但馬放送局)
2月23日 震災復興借り上げ住宅追い出し問題
3月2日 肺炎について

歯科会員増加数・上昇率 ともに全国3位入賞



西山裕康理事長(左2人目)、吉岡正雄(左3人目)・加藤擁一(右2人目)・川村雅之(右端)各副理事長が、住江憲勇保団連会長(左端)、宇佐美宏保団連歯科代表(右3人目)から表彰状を受け取った

保団連は1月29日、東京都内で代議員会を開催。兵庫協会は歯科会員の2016年の増加数、歯科組織上昇率ともに全国3位となり、5年連続で表彰を受けた。年間で歯科正会員と準会員をあわせて58人の実増で、会員数は2080人となった。

保団連は、全国各協会・医会およびブロックの医科・歯科会員それぞれの増加数と組織上昇率を集計し、上位3団体を表彰。保団連全体の組織強化の一助としている。

RCEPに対する国際市民会議主催 アジア太平洋のメガ自由貿易協定の 行方と私たちの未来

＝RCEP交渉の現状と問題点を語る＝
TPPと並ぶメガ自由貿易協定・RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉会合が神戸で開かれるのに合わせ、行う学習会です。ぜひご参加ください。
日時 2月26日(日) 14時~16時30分
会場 協会5階会議室 参加費 1000円
講師 ジェーン・ケルシーさん(ニュージーランド・オークランド大学教授)
※その他RCEP会合に合わせて来日する海外NGO、国内豪華ゲストを予定
お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1807まで

以降世界各地からの移民にとり、新天地の象徴である▼日本国憲法の前文には「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とある。大國間に孤立主義が跋扈しうな今こそ、日本国憲法の精神が求められるのではないだろうか▼▲衆議院新大統領には母国の自由の像を訪れ、日本国憲法前文を読むことをお勧めする。(空)

1・26中央要請行動



堀内照文衆議院議員(③右)、川田龍平参議院議員(④左)に要請書を手渡した。住江憲勇保団連会長(⑤右)と懇談し、ゼロ税率実現めざし力を尽くそうと握手を交わした

住江憲勇保団連会長は、兵庫県民間病院協会が中心となり、損税問題をめぐり国に対して違憲訴訟を提起したことに敬意を表するとともに、地域医療を支える開業医・病院の経営を守るためにも、今後もゼロ税率を求めて運動を続けると決意表明し、「消費税増税問題の解決に向け、引き続き吉田先生に力をお貸しいただきたい」とした。

また同日、保団連は国会議員会館内で「今こそストップ！患者負担増」キックオフ集会を開催し、全国から医師・歯科医師ら120人が参加。「患者負担増は受診抑制、疾病の悪化、医療費の増大の悪循環を招く」「日々患者さんと接している、これ以上の負担増は耐えられないと実感している」「いちばんの経済対策は社会保障の充実」などの声に参加者から出され、3月から実施予定の「今こそストップ！患者負担増」請願署名の全国30万筆の目標達成へ向け、決意を交流した。

「皇国思想と神国思想」が日本の「国体」であったが、今「国の基礎的な政治(統治)の原則」を探すとすると、やはり日本国憲法か。戦後、天皇陛下が象徴として体現してきたのは日本国憲法ではないか▼一方、アメリカの象徴は「自由(女神)像」だろう。正式名称は「世界を照らす自由(Liberty En-lightening the World)」である。自由と民主主義の象徴であるとともに、19世紀以降世界各地からの移民にとり、新天地の象徴である▼日本国憲法の前文には「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とある。大國間に孤立主義が跋扈しうな今こそ、日本国憲法の精神が求められるのではないだろうか▼▲衆議院新大統領には母国の自由の像を訪れ、日本国憲法前文を読むことをお勧めする。(空)

財務省「ゼロ税率は制度論として正しい」

医療における消費税増税問題の解消(任理事)の提起を受け、兵庫協会が1月26日に行った財務省交渉の場で、担論として論理的に正しい」と表明し、当課長補佐が明らかにした。要請した。これは、兵庫協会会員で、尼崎中厚生労働省にも行い、国会議員、保中央病院会長の吉田静雄先生(兵庫県民団連の住江憲勇会長とも懇談を行った。問病院協会監事・全日本病院協会元常

財務省主税局税制第2課の加藤博之課長補佐は、医療機関の損税解消の方法として提起されている、「非課税・還付方式」と、「ゼロ税率方式」について見解を表明した。

「非課税・還付方式」は、「形式上も課税でないものを還付するのは、消費税法上の仕組みとして成り

「医療界で一致を」
厚労省交渉では、厚労省保険局医療課の津田元夫課長補佐と医政局総務課の野直子課長補佐は、厚労省として財務省に要望しているのは、消費税増税の解消策について医療界の一致がないためとし、税制あり方については、引き続き日本医師会で行っている研究会の場で検討するなど回答した。

堀内・川田議員に要請
国会議員への要請では、堀内照文衆議院議員(共産)、川田龍平参議院議員(無所属)が対応。堀内議員は「厚生労働委員として患者さんに消費税を負担させず解決するよう力を尽くしたい」と応じた。川田議員は「消費税の増税は医療機関にとって大きな問題であることは十分に承知している。会派入りしている民進党の連舫代表にも要請書をお届けする」とした。

患者負担増反対署名スタート!
また同日、保団連は国会議員会館内で「今こそストップ！患者負担増」キックオフ集会を開催し、全国から医師・歯科医師ら120人が参加。「患者負担増は受診抑制、疾病の悪化、医療費の増大の悪循環を招く」「日々患者さんと接している、これ以上の負担増は耐えられないと実感している」「いちばんの経済対策は社会保障の充実」などの声に参加者から出され、3月から実施予定の「今こそストップ！患者負担増」請願署名の全国30万筆の目標達成へ向け、決意を交流した。

燭心
天皇陛下の生前退位が具体化しつつある。日本の歴史や憲法が絡む複雑な問題だが、有識者会議の座長が経団連名誉会長というのはいかがなものか▼日本国憲法には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」とある。「象徴」とは、抽象的な概念をより具体的な事物や形によって表現することであり、「ハトは平和の象徴」など使われる▼では、天皇が象徴している「日本国」「日本国民統合」とは何か。一時は「まさに天皇を中心としている神の国」、つまり「皇国思想と神国思想」が日本の「国体」であったが、今「国の基礎的な政治(統治)の原則」を探すとすると、やはり日本国憲法か。戦後、天皇陛下が象徴として体現してきたのは日本国憲法ではないか▼一方、アメリカの象徴は「自由(女神)像」だろう。正式名称は「世界を照らす自由(Liberty En-lightening the World)」である。自由と民主主義の象徴であるとともに、19世紀以降世界各地からの移民にとり、新天地の象徴である▼日本国憲法の前文には「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とある。大國間に孤立主義が跋扈しうな今こそ、日本国憲法の精神が求められるのではないだろうか▼▲衆議院新大統領には母国の自由の像を訪れ、日本国憲法前文を読むことをお勧めする。(空)

日高医療センター無床化計画

住民の反対運動で

議会への提案断念させる

但馬支部長 谷垣 正人(豊岡市)

豊岡市日高町にある日高医療センターについて、昨年、無床化計画が発表された。この計画の経過と住民運動、支部の取り組みについて、但馬支部の谷垣正人支部長に寄稿いただいた。

地区説明会で 反対意見つぎつぎ

同組合は9月初めに「あり方検討委員会」の答申案を発表するシンポジウムを開き、その後日高町内の各地区でもその説明会を開催しました。

豊岡市日高町には、公立豊岡病院組合(豊岡市と朝来市で構成)立の日高医療センター(99床、以下日高MCと略)があります。もともと神戸大学の関連病院で、神鍋山スキー場にも近く、かつて勤務された先生もおられると思います。

しかし、次々に以下のような意見が、出席者から出されました。すべて無床化に反対する意見でした。 ・日高MCには今も、豊岡病院が満床で入院できない急性疾患の患者、脳卒中や整形外科疾患術後でリハビリの必要な患者、人工透析中に悪化した患者、眼科疾患手術後の患者など多くの入院があり、それらの患者がたちまち困る

同組合が作った「日高MCあり方検討委員会」が2016年夏、①日高MCの建物は耐震上問題があるため、建て替える、②日高MCの入院ベッド99床は、一部を出石MCに移す以外は廃止する、③現在日高MCにある眼科センターは豊岡病院に移す、④日高MCは在宅医療の拠点として整備する、という方針を突然発表しました。

・日高MCの入院患者を出石MCで診ると言うが、出石MCも医師不足であり、日高と出石は生活圏が違い交通の便も極めて悪い ・日高MCを在宅医療の拠点とすると言うなら、在宅患者さんが悪化したら、患者家族が困った時の入院機能が絶対必要ではないか ・何百人もの寝たきりや認知症の高齢患者が、但馬外に入院せざるを得ない現状にもかかわら



「地域医療をまもる但馬の会」が主催し、地域住民ら120人が集まった「但馬住民集会」(2016年11月12日)

ず、日高MCのベッドをゼロにするのは理解できない ・病院組合のやり方は、出石MCや梁瀬MCを診療所にすると言った後撤回、数年前眼科を豊岡病院から日高MCに移した後、今回また豊岡病院に戻すと言う、日高MCを診療所にすると言うなど、あまりに朝令暮改的で計画性がない

・町役場のなくなった日高町でさらに病院がなくなる、町は本場にさびれてしまふ。それは国の言う地方創生に反するのではないかと、病院組合は医師不足を無床化の大きな理由にあげているが、ベッドがなくなっても医師不足はどうにもならず、さらに縮小や廃院に追い込まれるのではないかと、現行の案を検討中とのことです。

住民数上回る 署名集める

「あり方検討委」の答申案が発表されると直ちに、但馬医療生協の組合員を中心に結成された「地域医療をまもる但馬の会」が、日高MCの無床化に反対する陳情署名を開始しました。

保険医協会の但馬支部でも幹事会での署名への協力を決め、各診療所の窓口などで署名を集めました。また、日高町選出の市会議員や各地区の区長にとっても、日高MCの無床化計画は「寝耳に水」だったようで、日高地区区長協議会も「地域医療をまもる但馬の会」とほぼ同じ内容の陳情署名を始めました。

情署名を始めました。1カ月半ほどで「地域医療をまもる但馬の会」が7316筆、「日高地区区長協議会」が1万26055筆の署名を集め、一部重複はあるものの、二つを合わせると日高町のほぼ全部の住民が反対していることが明らかになりました。

保険診療法制研究会

個別指導での弁護士 帯同報告等を議論

協会は12月15日、協会会議室で第9回保険診療法制研究会を開催し、西山裕康協会理事長と弁護士9人が参加した。田崎俊彦弁護士から寄せられた報告を紹介する。



指導の現状や改善点をふまえ、提言を出すべく協会役員と弁護士で議論

まず、大田弁護士より医科診療所の個別指導の帯同報告があり、その報告に基づき個別指導のあり方、とりわけ帯同弁護士の役割について議論しました。また、当研究会では、指導についての「兵庫における提言」(仮)の作成を進めています。提言のパートナー

提言からなります。今回の研究会では、提言の各パート担当者から進捗状況の報告が行われ、各パート間の整合性を踏まえ、どのような提言にまとめるかについて議論しました。

歯科保険請求



忘れていませんか「歯科訪問診療料の注13に規定する基準」の施設基準の届出

2016年4月歯科診療報酬改定で、歯科訪問診療料を歯科診療所で2017年4月1日以降も算定するには、3月31日までに、近畿厚生局兵庫事務所へ施設基準の届出が必要となりました。届出がないと、歯科訪問診療料の算定ができず、初診時234点(歯診(初))、再診時45点(歯診(再))の算定となり、急性対応加算も算定できなくなります。

◆「歯援診」以外の先生

歯援診以外の、歯科訪問診療を2017年4月1日以降に行う予定の先生は、「歯科訪問診療料の注13に規定する基準(歯診)」の施設基準の届出が必要です。届出前1月間の実績は延べ人数で、訪問診療の実績はまだないが今後実施予定の先生の場合は0人と記載して届出してください。

届出添付書類は、様式21の3の2。届出書の別添2のタイトルは「歯科訪問診療料の注13に規定する基準」と記載して提出してください。「届出番号」欄は記載不要です。

◆「歯援診」届出済みの先生

「在宅療養支援歯科診療所(歯援診)」様式18の届出添付書類の様式が変更されています。2016年3月までに届出済みで、4月以降再提出していない先生も、在宅専門でない先生は1~8までの項目のみを記載して、3月31日までに再提出が必要です。研修受講歴部分は、過去の届出受理通知のコピーを添付することでも構いません。

※【注意】2016年4月改定以降、「歯診」は届出済みで、「歯援診」の再届出はまだ行ってない先生がおられます。3月31日までに再度届出用紙を提出しないと、「歯援診」の届出自体が「無効」となり、2017年4月以降、歯在管の点数において、歯援診の240点が算定できず、180点となりますのでご注意ください。

届出様式は下記からもダウンロード可能です。 協会ウェブサイトトップページ→歯科部会だより→歯科部会からのお知らせ

4月からの歯科用貴金属価格の随時改定について

1月25日中医協総会で、2017年4月1日から歯科用貴金属価格が改定されることとなりました。告示価格が改定となり引き上げとなるのは次の2品目です。

- ・歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品) 現行1,206円→改定後1,279円(+73円)
・歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状(金12%以上JIS適合品) 現行1,096円→改定後1,186円(+90円)

不明な点は、協会歯科部会 ☎078-393-1809までお問い合わせください。

深め、充実した提言の実現を目指していきます。

「花くま法律事務所 弁護士 田崎 俊彦」

Advertisement for dental clinic equipment transfer. Text includes: 歯科診療所 機材譲渡, 所在地 西宮市樋之池町, 阪急苦楽園駅徒歩13分, 関西スーパール隣, 1階部分テナント16坪, チェア2台, P X, デンタルその他諸設備機材。2008年に開設, 2017年3月譲渡, お問い合わせは、☎0798-71-6010 小林まで

薬学部研究会

経口抗菌薬の適正使用 一経口抗菌薬の使いどころ一

日時 2月25日(土)16時~18時 会場 協会5階会議室
講師 済生会兵庫県病院薬剤科長 IDCP(抗菌薬化学療法認定薬剤師) 竹村敏也先生
参加費 1000円(会員無料)

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

(4面からの続き)

記帳がされていなくて必要経費が計算できないときは、「自費等収入所得率表」(右表2)によらざるをえませんが、現在は、すべての白色申告者について記帳義務や記録保存制度が設けられています。経営状態を把握するためにも記帳はすべきであると考えます。

2. 保険診療収入が5,000万円超の場合
保険診療収入が5,000万円超の場合、「四段階の特例」は適用できません。記帳に基づき実際の収入、必要経費を計算します(実額計算)。

3. 「青色申告決算書」「収支内訳書」(白色申告書)の作成上の留意点

①保険診療収入
(ア) 国保、支払基金、介護保険等の通知書から点数逆算金額を算出して集計します。具体的には、5~4面の収支内訳書記載の方法を参考にしてください。

(イ) 実額計算の場合は、窓口保険収入と国保、支払基金および介護保険の振込額を合計した金額となります。なお、未収金を含みます。

②自由診療収入
窓口自由診療収入(文書料等を含む)、介護保険の主治医意見書作成料、特定健診・特定保健指導料等を集計します。なお、未収金を含みます。

③期首棚卸、期中仕入、期末棚卸
期首棚卸には、平成27年の期末棚卸額を記入します。期末棚卸には、平成28年12月31日現在の在庫有高を記入します。期中仕入は、平成28年1月1日から12月31日までに納入された薬品等の金額を記入します。毎月の締切日が末日以外の場合、平成29年1月締め分の請求書から平成28年12月中の仕入高を加算しなければなりません。

④接待交際費
税務調査の重点項目とされていますから、領収書等に接待、贈答の相手先、目的等をメモし、事業に直接関連する費用であることが説明できるようにしておくことが必要です。

⑤青色事業専従者給与
事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」が提出されていること、給与の対価が届出の範囲内の額で職務対価として適正であること、従事可能期間のおおむね2分の1以上の従事期間があること、支給事実と支払の記帳があること等が要件とされています。調査に際しては、従事の程度や適正額であるかどうか重点を置かれますので、従事内容、従事期間、金額の妥当性を説明できるよう

にしておくことが必要です。
⑥家事関連費の処理
医院と自宅が兼用されている場合は、電気代、水道代、ガス代、電話料、固定資産税、借入金利息等については、家事費になる部分は必要経費になりませんから、合理的に計算して必要経費から除外しておくことが必要です。医院と自宅が兼用されていない場合であっても、必要経費全般の記帳にあたり、事業との関連性を説明できるようにしておく必要があります。

V. その他の所得について

1. 給与所得
校医手当、保健所や医師会の出務手当等は、「源泉徴収票」で把握し、申告書に添付します。

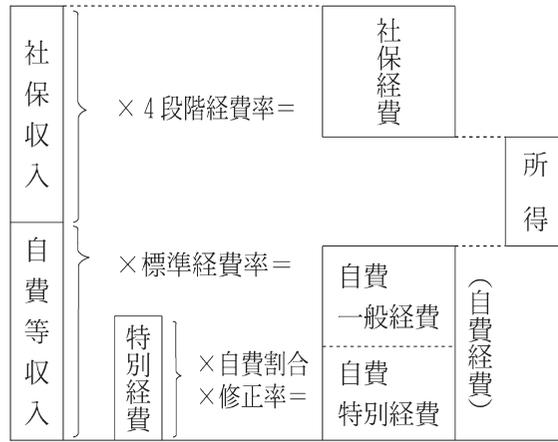
2. 譲渡所得
車両や医療機器を下取りに出した場合は、下取金額を収入金額としてその残存帳簿価額を控除し、そこから50万円の特別控除ができます(譲渡利益が限度)。5年以上保有した資産である場合は、さらに2分の1をした金額が課税対象となります。譲渡損失がある場合は、他の所得と損益通算できます。

3. 一時所得
生命保険や保険医年金の解約金・満期返戻金等は一時所得の収入金額となります。収入金額から収入を得るために支払った掛け金を控除し、利益を限度に50万円の特別控除ができます。ここからさらに2分の1をした金額が所得となります。

4. 雑所得
原稿料、講演料等の報酬は雑所得となります。収入からこれに対応する費用を控除して所得を計算します。収入が少額である場合は、慣例的に収入の30%を必要経費として申告している場合が多くあります。この「支払調書」がある場合は申告書に添付してください。

その他、公的年金、私的年金を受給している場合も雑所得となります。この「源泉徴収票」は申告書に添付します。

5. 新規開業医の注意点
新規開業の場合は、本年度は当初費用が多く収入が少ないこと等により事業所得が赤字である場合があります。このような場合は勤務期間中の給与所得・退職所得の申告を忘れずにご検討ください。給与・退職金から源泉徴収された税金がある場合は、還付金の請求ができる場合がありますから、「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付してください。



特別経費となるもの

- ① 人件費
② 支払利息
③ 地代家賃
④ 建物減価償却費
⑤ 貸倒金

表2 自費等収入所得率表()は経費率

Table with 3 columns: 各科 (Medical Specialty), 一般 (General), 労災・公害 (Labor Disasters/公害). Rows include 内科 (Internal Medicine), 呼吸器科 (Respiratory), 外・整形外科 (Surgery/Ophthalmology), 耳鼻科 (ENT), 皮膚科 (Dermatology), 産婦人科 (Obstetrics/Gynecology), 眼科 (Ophthalmology), 歯科 (Dentistry).

自費等収入修正率(調整率)表

Table with 2 columns: 科目 (Item), 大阪 (Osaka). Rows include 内科 (Internal Medicine), 呼吸器科 (Respiratory), 外・整形外科 (Surgery/Ophthalmology), 耳鼻科 (ENT), 皮膚科 (Dermatology), 産婦人科 (Obstetrics/Gynecology), 眼科 (Ophthalmology), 歯科 (Dentistry).

VI. 消費税の計算と申告

1. 平成28年分の消費税確定申告をする義務のある者

平成26年分の「消費税の課税売上」が年1,000万円超ある場合は、平成28年分の消費税確定申告をする義務があります。毎年、2年前(基準期間)の年分の課税売上によって、その年の消費税の申告義務の有無を判断します。基準期間の課税売上が1,000万円以下の場合、免税事業者となり、消費税の申告は不要です。

ただし、平成25年以降は、基準期間の課税売上が1,000万円以下であっても、その前年1月1日から6月30日までの期間の課税売上(課税売上に代えてその期間に支払った給与等の支払金額で判定することもできます)が1,000万円超ある場合には、その年は課税事業者となります。

2. 消費税の課税売上となる医業収入等

- ①課税売上: 自由診療収入(文書料、処置費等を含む)のうち、下記の②以外のもの、事業用資産の売却収入等
②非課税売上: 保険診療収入、助産収入、自賠責収入、労災収入、居住用賃貸家屋に伴う収入、地代収入等
③不課税売上: 公的補助金、助成金、生損保満期返戻金、生損保解約金収入等

3. 消費税の計算方法

消費税の計算方法には、本則課税と簡易課税がありますが、くわしくは税理士、あるいは協会にお問い合わせください

い。

VII. マイナンバーについて

マイナンバー制度の導入に伴い、所得税の確定申告の記載にあたって、納税者本人・配偶者控除を受ける場合の配偶者・扶養控除を受ける場合の扶養親族(16歳未満の年少扶養親族を含む)・事業専従者のマイナンバーを記載しなければならなくなりました。また、申告書の提出に際しても、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました。ただし、マイナンバーを記載しない確定申告書もお有効であり、受付が断られるわけではありません。

VIII. 終わりに

所得税の確定申告期限(提出、税金納付)は3月15日、消費税は3月31日です。また、今年の振替納税による口座引落としは、所得税は4月20日、消費税は4月25日です。期限に遅れると加算税や延滞税が課されます。青色申告特別控除など期限後申告となった場合に適用ができない取り扱いになっている規定もありますから、注意が必要です。

なお、純損失および雑損失の繰越控除については、平成23年分から発生年分の申告書について期限内申告の要件が廃止されています。

また、平成23年分以降の申告に税額過大の間違いがあった場合は、本来の申告期限から5年間、減額を受けるための手続きをとることが可能です。住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税の特例を受けるためには、贈与を受けた方の申告が必要です。

確定申告直前の最終確認、総仕上げに!

確定申告個別相談会

日時 3月4日(土)、5日(日) 13時~17時のうち1時間
会場 協会5階会議室
費用
相談料(相談のみの方) 1万円
申告書自己提出の方 2万円
措置法26条による申告書作成 3万円~
青色申告等実額による申告書作成 5万円~
※4日前までに要事前予約。
先着順に受付

お申し込み・お問い合わせは、税経部 ☎078-393-1817 有本・荒川まで

月刊保団連 臨時増刊号

『保険医の経営と税務 2017』

会員頒価 1,000円(送料込)
B5判 233ページ



確定申告と日常業務の双方に対応。医療所得の計算、損益計算書の作成、措置法の選択、確定申告書の記載例など詳述。その他、承継・開院、スタッフの税務と給与、マイナンバー実務なども解説

●医院経営研究会

3月例会

スタッフ定着のポイント

~職員と力を合わせられる雇用環境の作り方~

日時 3月25日(土) 14時30分~17時 会場 協会6階会議室
講師 社会保険労務士 桂好志郎先生 参加費 3000円(医経研会員は無料)

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1817 有本まで

(5面からの続き)

と、その譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定または基準に適合していることも求められます。③においても、相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供されていなかったことが条件となります。

さらに、いずれも被相続人居住用家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること、被相続人以外に居住していた者がなかったものであることが必要です。

この適用にあたってはその家屋が被相続人の居住の用に供されていたかどうかという観点から、市町村長による確認書を添付しなければなりません。よって、市町村長に対して事前に確認書の発行申請が必要となります。

(2) 適用期間

本特例は平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間になされた上記(1)の譲渡が対象となりますが、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間になされたものであることも必要です。

(3) 他の規定との関連

他の規定との関連ですが、この特例は、一般の「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除」「居住用財産の買い替え等に係る特例措置」との併用は一定の条件の下に可能ですが、「相続財産譲渡時の取得費加算特例」とは選択適用となります。

2. 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

(1) 内容

個人がその有する居住用家屋につい

て、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行った場合において、その居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、特定多世帯同居改修工事等の費用に充てるための借入金の年末残高(1,000万円を限度)に2%あるいは1%に相当する額の所得税を控除できるものです。なお、控除期間は5年となります。

(2) 適用割合

次の区分に応じて2%あるいは1%の割合が適用されます。

①「特定多世帯同居改修工事等」に要した費用の額からその特定工事についての補助金の額を控除した金額(250万円を限度)に相当する住宅借入金の年末残高 2%

②①以外の住宅借入金等の年末残高 1%

(3) 必要書類

「特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等」とは他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための家屋について行う増改築等であり、その増改築等に該当することについて「増改築等工事証明書」が交付されたものを含む増改築等をいいます。

よって確定申告書には建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関の発行する増改築等工事証明書を添付しなければなりません。

(4) 他の規定との関連

本特例は、「住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」との選択適用となります。

3. 減価償却資産に対する償却方法

平成28年4月1日以降に取得する建物の附属設備および構築物について適用可

能な減価償却方法から定率法が除外されました。

4. 給与所得控除の縮減

平成28年分の給与所得控除については、最大230万円まで引き下げられました。これは給与収入が1,200万円を超えると、給与所得控除は一切拡大しないことを意味します。

5. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等に係る書類の義務化

日本国外に居住する親族について配偶者控除・扶養控除などの人的控除の適用を受ける居住者は、「親族関係書類」および「送金関係書類」を確定申告書に添付し、または提出の際に提示しなければならないこととなります。「親族関係書類」とは戸籍の附票の写しおよび外国居住親族のパスポートの写し・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(外国居住親族の氏名・生年月日・住所の記載があるもの)をいい、「送金関係書類」とは金融機関等の書類で、居住者が外国居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。ただし、給与または公的年金等の源泉徴収の段階でこれらを添付または提示した場合にはあらためて、確定申告書への添付または提示は必要ありません。

Ⅲ. 減価償却の特例と税額控除の選択適用

青色申告者については、医療機器等について、通常の減価償却費の他に、取得価額に対して一定率の特別償却(税額控除)が選択できる場合は有利な方を選択

表1 所得税の税率

Table with 2 columns: 課税される所得金額, 税率. Rows include 195万円以下 (5%), 330万円以下 (10%), 695万円以下 (20%), 900万円以下 (23%), 1,800万円以下 (33%), 4,000万円以下 (40%), 4,000万円超 (45%).

可)、割増償却ができます。前年分に特別償却、割増償却の不足額がある場合は当年で控除できます。ただし、前年および当年において繰り越しに関する記載、明細書の添付等が必要です。なお、これらの特例の適用にあたっては計算明細の記載と決算書3面償却欄に措置法条文の記載が必要となるものがあります。少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例を適用する場合も摘要欄に適用条文の記載(措法28条の2)を忘れないようにしてください。

Ⅳ. 事業所得(医業)所得の計算

1. 保険診療収入が5,000万円以下の場合

①所得計算の選択(青色申告、白色申告を問いません)

(ア) 実額計算による所得計算 (イ) 保険診療収入は「四段階の特例」計算(措置法26条)、自由診療収入は実額計算

(ア)、(イ) いずれか有利な計算方法を選択できます。ただし、特例計算を選択する場合は申告書2表の特例適用欄に「措置法26条」と記載することが要件となっています。

ただし、収入金額が7000万円を超える場合は、特例計算の適用ができません。②「四段階の特例」とは、保険診療収入に収入金額に応じた経費率を乗じた金額を必要経費とし、保険診療に係る所得を計算する方法ですが、具体的には、下表により計算します。

「四段階の特例」の必要経費の計算法

Table with 2 columns: 収入金額, 必要経費率. Rows include 2,500万円以下の部分 (72%), 2,500万円超3,000万円以下の部分 (70%), 3,000万円超4,000万円以下の部分 (62%), 4,000万円超5,000万円以下の部分 (57%).

③特例計算を選択する場合の自由診療等に係る所得の計算は「青色申告決算書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》、また白色申告の場合は「収支内訳書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》を用いて計算します(左資料参照)。

保険診療収入とは異なる場合があります。必要経費については、記帳に基づき計算された総額を、まず保険診療収入と自由診療収入に固有の経費に区分します。次に共通経費については、原則として収入金額基準で配分します。自由診療収入に対応する固有経費と共通経費のうち自由診療収入に配分されたものの合計が自由診療収入の必要経費となります。

支払基金からの「当座口振込通知書」. Includes tables for 当座口振込通知書 (平成 年 月診療分), 診療報酬支払内訳, 特定健診・特定保健指導費内訳, 出産育児一時金等内訳, and 診療報酬支払確定額.

保険診療 のてびき

-704-

技術革新が支える眼科医療

姫路市・ツカザキ病院 眼科部長 長澤 利彦先生講演



はじめに

医療界の中でも眼科の器械・技術は進歩の早い分野で、毎年のように新しいデバイスや手法が考案されている。今回は①白内障と硝子体手術、②眼底の画像診断機器、③眼科電子カルテのトレンドを中心に発表した。

白内障手術の進歩

まず、白内障手術について。80年代初期の本邦では切開創が10mm以上となる囊外摘出術の術式が一般的であり、術後乱視が強く出てしまう術式であった。当時の手術では裸眼視力もいまひとつであり、手術適応も今以上に厳しかったことと思われる。

ところが超音波の登場で切開創は6mm程度となり、その後の眼内レンズの進歩により切開創はさらに小さい2mm程度になった。今では白内障手術は入院で行うものではなく日帰り手術で行うものとなっていて、1週間も入院しようものなら主治医意見書を書かされることになる。

レンズの進歩は切開創の縮小化に影響するだけでなく、着色レンズ、乱視レンズ、多焦点レンズと次々と新しい眼内レンズが登場し、Quality of Vision(視機能の質)の著しい改善が得られるようになってきている。現在は調節型の眼内レンズ開発が進んでいる。グーグルが先日眼内電子デバイスの特許を申請しており、近

い将来、グーグルのほかアップル、アマゾンのような世界的企業の参入があると予測される。手術機器も、超音波からフェムト秒レーザーの登場で、切開創と水晶体乳化がオートメーション化されつつあるが、現状の技術では余計に時間とお金がかかってしまい、急速に普及されるものではないという個人的印象がある。

硝子体手術の進歩

次に糖尿病網膜症の硝子体出血、網膜剥離、黄斑疾患などが適応となる硝子体手術の進歩は、硝子体カッターと手術観察システムの技術革新で進歩してきた。硝子体手術はまだ40年程度と歴史の浅い手術である。20ゲージという0.9mmの器具を用いる手術が2000年代初期まで行われてきたが、手術の難易度は高く、執刀医は選ばれた者だけがなれる手術であった。その後25ゲージ(2004年頃)、27ゲージ(2014年頃)と器具の縮小化に伴い切開創の縫合の必要がなくなったことで、手術時間の短縮と侵襲も少ない手術になった。

また、この手術の観察システムの向上はレンズと照明の技術革新によってもたらされた。眼内照明にはハロゲン、キセノン、水銀、LEDが用いられることで、現在では広範囲を明るく照らすことができ視野が広がり、手術が安全に行えるようになってきた。今後は手術顕微鏡から

デジタル3Dを用いる手術システムが使用できるようになり、デジタル処理を行うことで手術の技術開発がさらに進むことが期待されている。

画像診断機器の進歩

眼科の画像診断機器もここ数年で飛躍的に進歩している。特に眼底の診察に用いる眼底カメラは一般的に60度程度しか観察できない以前の機器から200度の広範囲を短時間で撮影できるようになった。これにより見落としが少なくなった。

また、厚さ0.2~0.3mmの網膜をスライス状に撮影できる網膜断層撮影では、今まで未知の領域であった網膜の内層病変や、さらに深部の脈絡膜の構造が明らかにされてきている。現在では造影剤を使うことなく網膜血管の病態をとらえるカメラや、天体望遠鏡に用いる補償光学の技術を用いて視細胞を描出することも可能になっている。今後はAIの技術革新により診断の自動化もされるようになると思われる。

電子カルテとデータ処理の進歩

最後に電子カルテシステムについて。10年ほど前から省庁の指導により本邦で

電子カルテが普及してきた。ただ現場で使用しやすい代物だとは言いがたい現状である。かえって電子化されることで貴重な時間が奪われてしまうことも少なくない。

プログラミングが身近になってきた現在では自作でソフトを開発できるようになった。当院眼科では自作カルテを現状カルテと連結することで業務の簡便化はもちろん、データ処理で治療成績が一瞬で把握できるようになった。個人情報の問題はあっても、身近な技術革新“スマートフォン”を使った医療界の革新が今後起こると予想される。

おわりに

以上のような技術革新により、眼科医療界は活気のある部門となっている。眼球自体は2~3cm程度の小さい臓器ではあるが、人間の情報の90%以上を占めているため産業界でも注目の分野である。今後は医薬業界だけではなく各産業界が参入してくることで夢のようなことができるのではないかと期待しているが、いろんな意味で悪夢に終わらないように医療界は努力することも必要と思われる。

(2016年11月19日、姫路・西播支部他科を知る会より、小見出しは編集部)

第2回院長を夫にもつみなさまのための懇談会

クリニックの「報連相」をイノベーション ~スタッフの接遇力を高める秘訣~

日時 3月11日(土) 14時~16時 会場 協会6階会議室 参加費 無料
講師 永野光氏(奈良県香芝市・永野整形外科クリニックヘルプデスク、
(株)クリニックイノベーションサポート代表)

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1817まで

診療内容向上研究会 第526回

胸部X線ルネッサンス

日時 3月11日(土) 17時~ 会場 協会5階会議室
講師 滋賀医科大学医学部附属病院

呼吸器内科 副科長 長尾 大志先生

参加費 無料

私が学んできた胸部X線写真、胸部CT画像の奥深さ、面白さを、少しでも多くの方に知っていただきたい、と考え、ブログ「やさしい呼吸器教室」でご紹介してきました。それが役に立つ、というお声が多くあり、書籍化したものが書籍版「やさしい胸部画像教室」です。このたびこちらでお話する機会を頂きましたので、できる限りそのエッセンスをお伝えしたいと思います。もう一度胸部X線写真を見直す、「ルネッサンス」をタイトルと致しました。

具体的な目標は「陰影の存在を見逃さない」。陰影を指摘し、かつ、一步踏みこんだ読影ができるようになっていただくために、まずはシルエットサインと、その意味合いを復習します。それから、縦隔や横隔膜など構造物の動き、肺の大きさの変化を捉えます。特に「縮む」病変は特徴的ですのでそれを捉える練習をしていただきます。最後に臨床情報を使って、異常な場所に狙いをつけるアイデアをいくつか紹介させていただきます。

今回の講座が少しでも先生方のお役に立つことを念願するものであります。よろしくお願ひ申し上げます。【長尾 記】

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

融資部より 京都銀行提携融資制度 (2017年3月末まで!)

特別金利キャンペーン好評実施中!

協会と京都銀行の提携融資制度は、期間限定の特別金利キャンペーンを実施しています。2017年3月末までの申込受付分について、通常より年0.4%優遇金利となります。借り換えも可能、手数料も通常より優遇していますので、ぜひご利用ください。

2017年2月1日現在

資金種類	利率	限度額
運転資金	1.075% → 0.675%	1000万円
設備資金	1.075% → 0.675%	1億3000万円
新規開業資金	1.275% → 0.875%	6000万円
子弟教育資金	1.275% → 0.875%	3000万円

※1000万円までは原則、担保不要
※歯科は+0.2%、新長期プライムレート連動
※診療報酬振込口座の社保・国保いずれか片方指定

まずはお気軽にお問い合わせください。☎078-393-1817 融資部・有本まで

保険医のための医薬品、医療材料、医療機器の共同購入事業

M&D保険医ネットワーク

- 協会会員の開業医はどなたでもご利用OK。
- 40年の歴史と実績をもつ大阪府保険医協同組合が母体となって運営し、医薬品・医療器材・歯科器材・生活関連商品を数多く取り扱っています。
- ご注文は電話、FAX、Webオンラインから。
- Webサイトから、最新の取扱商品・価格がご覧いただけます。利用方法はお問い合わせください。
URL <http://e-mdc.jp/>
- ご利用者・ご希望者の協会会員には、1カ月に1回「medical net」(共同購入案内)をお送りします。



M&D保険医ネットワーク ☎06-6568-7159